第3回構造計算書偽装問題に関する緊急調査委員会

平成18年1月18日(水) 16:00~18:25

国土交通省10階共用会議室

(議事録)

鈴木政策評価官 それでは、定刻も回りましたので、まだお見えになっていらっしゃらない委員の方もいらっしゃいますけれども、ただいまから、第3回構造計算書偽装問題に関する緊急調査委員会を開催させていただきます。

本日は、委員の皆様方、そして本委員会の調査に快くご協力いただきました株式会社現代計画研究所、金箱構造設計事務所、大成建設株式会社、株式会社大京の皆様方には、ご 多忙の中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、本日は、議事進行の観点から、巽座長の座席を事務局側に配席しておりますのでご承知おきください。

それでは、議事の進行につきましては、巽座長にお願い申し上げます。座長よろしくお願いいたします。

巽座長 それで、これから始めさせていただきます。

まず初めに、資料の確認をさせていただきたいと思います。

事務局よりお願いお願いいたします。

鈴木政策評価官 それでは、資料の確認をさせていただきます。

まず、お手元に議事次第2枚がございまして、配席図、委員名簿の資料が後ろに付いて ございます。

資料1は、これは今回のヒアリングにあたりまして、建築・不動産関係者の皆様への質問事項であります。改めてここに置かせていただいております。それから、資料2から資料5につきましては、それぞれの各ヒアリング対象の皆様方からの質問に対する回答書でございます。資料2が現代計画研究所様でございまして、資料3が金箱構造設計事務所様、資料4が大成建設様、資料5が株式会社大京様ということでございます。それから、資料6-1と資料6-2につきましては、これは穐山委員が会長をなさっておりますNPO法人全国マンション管理組合連合会からの構造計算書偽装問題に関する要望書および意見でございます。それから資料7でございますが、これは事務局資料として、「情報提供受付窓口について」でございます。それから資料8は、これは1枚物でございますが、「検討テーマについて」でございます。それから、資料9-1から資料9-5までは、これまでに各委員から頂戴いたしております、この問題に関する提出意見を付けさせていただいております。資料9-1が穐山委員、資料9-2は大河内委員、資料9-3は小谷委員、資料9-4は野城委員、資料9-5は和田委員から、それぞれ頂戴いたしておるものでございます。

以上が資料でございまして、それから参考資料が後ろに付いてございます。参考資料のうち、資料1 - 1から1 - 5につきましては、前回の委員会において、特定行政庁、指定確認検査機関、および当省の住宅局に対しまして、委員の皆様方からのご質問につきまして、各機関からの回答というものを頂戴いたしておりますので、それを添付させていただいております。資料1 - 1が台東区、資料1 - 2が愛知県、1 - 3が日本ERI株式会社、1 - 4がイーホームズ株式会社、1 - 5が住宅局ということになってございます。

そのほかに参考資料2といたしまして、前回の委員会でご要望がございましたが、偽装

事件に係ります最新の情報を提供を各回ごとにしてくれということでございましたので、 参考資料2といたしまして、住宅局から提出しております。それから参考資料3でござい ますが、これは国会の審議におきます指摘事項につきまして、これは前に第1回目のとき にお配りしたものを、それ以降のものを付け加えさせていただいたものでございます。参 考資料4は、主に新聞記事におきます指摘等につきまして、やはり第1回目のときに、提 出させていただいた資料を、それ以降のものを付け加えたものでございます。それから参 考資料5でございますが、これは建築基準法関係の法令概要の抜粋を付けさせていただい ております。それから参考資料6が、今後のスケジュールでございます。1枚物でござい ます。

以上でございますが、資料合っておりますでしょうか。

それでは、早速でございますけれども、議題に入らせていただきたいと思いますので、 カメラの皆様方はここでご退席をお願いいたします。また、これ以降の議事の録音に関し ましては、放送やインターネットなどに会場の音声を直接利用することは控えていただく ようご協力をお願いいたします。

では、座長よろしくお願いいたします。

巽座長 それでは、議題に入らせていただきます。

本日は、現代計画研究所、有限会社金箱構造設計事務所、大成建設株式会社及び株式会 社大京から、建築・不動産業界の実態等について聴き取りをさせていただくことになって おります。

なお、複数の関係者に共通する議論もあるかと存じますので、質問等につきましては、 本日お越しの方々の説明がすべて終わってからにしていただくようお願いいたします。

また、できるだけ質疑等議論の時間を確保したいと考えておりますので、ご説明はヒアリング項目の最初にあります「建築物の品質管理等について」と5番目の項目「行政、検査機関について」を中心にしていただきまして、10分以内に終えていただけますようにご協力をお願いいたします。

それでは、まず初めに株式会社現代計画研究所よりご説明をお願いいたします。 現代計画研究所 それでは、最初に報告をするということでお答えしたいと思います。 1番と5番を読み上げる形でご説明したいと思います。

まず、設計業の立場で、私がいるわけですけれども、現代計画研究所というのは、1級建築士の事務所ということで登録をしている研究所で、主に建築の設計と都市設計といいますか、まちづくりの計画にかかわるところまで少し広げてやっている研究所でございます。その立場から、人数は大体大阪と東京で計30人くらいの形でやっている事務所です。そういう立場からきょうのご質問のことにお答えしていきたいと思います。

設計業の になりますけれども、このご質問に関しては、構造の設計については外注をしております。我々のような事務所は、大体そういう形が多いんだと思いますけれども、構造設計を専業にしている事務所に外注をしているということです。外注の理由は、質の高い構造設計を実現するには、それを担える構造技術者集団が必要になるわけですが、そのような体制を私どものような事務所の中で全部揃えることは、なかなか技術的にも経営的にもできないということで、外注の形をとっているということです。

それから2番目のご質問に関しては、構造設計の責任は、建主との契約関係から言って

も、あくまでも元請の設計側にあるというふうに我々は認識しています。かっこの中に書いてありますけれども、受注書、発注書という形で一応業務内容を、委託の外注費、それから期間等を書いた形の契約書を交わしております。ただ、今回のような問題の場合に、いわゆる元請と下請のような関係とか、委任関係とか、そういうことまでは我々のところでは、想定をしてないということで、相互の責任分担等のあり方については契約の中にはうたっておりません。それから、設計の企画の段階から、確実性の確保ということなんですけれども、実際に、我々は構造計画という段階からの構造事務所だと、当然話をして、意思の疎通を図りながら実施設計までいくわけですから、そのこと自体が確実性の確保ということになっているというふうに考えております。

それから の構造設計のミスのことに関してのご質問ですけれども。意匠図と構造設計図との照合は、基本的には必ずやります。これはある意味では、仕事がかなり詰まってくると、我々は意匠のほうを結構変更したりしていきますから、構造のほうに情報があるところが流れないことがあるので、意匠図と構造図が食い違うということはまま起こるんですね。ですから、特に最後に提出するときには、あるいは見積を出すときには、常にそれは注意してチェックするようなことをやっています。それから、仮にそこでチェックの漏れがあっても、は基本設計の段階での概算が精算とか、積算事務所での実施設計段階での最終精算とか、あるいは、工事監理の段階での施工図のチェックとかをやっていきますから、そのへんの照合の問題は、かなりチェックされると考えています。

それから、我々は当然いろいろ今問題になっている経済設計ということで、不当に鉄筋 量が少ないとか、コンクリート量が少ないということが問題になっていますけれども、逆 に我々設計側からすると、構造設計をしている人に、過剰設計になっていないかというこ とを結構問題にします。「ちょっと鉄筋が多過ぎるんじゃないか」とか、「これじゃコン クリートの中でコンクリートを打てないぐらい鉄筋が詰まっている」という、私とおつき 合いしている事務所は、かなり安全側に立つものですから、少し過剰設計で、もうちょっ と鉄筋を合理的に減らせないとかそういう議論を常にしています。そのときの目安になる のは、これもよく問題になっていますけれども、立米当たりの鉄筋量がどうかとか、ある いは床面積当たりの鉄筋が何キロぐらいとかのチェックです。我々は構造計算の過程はわ かりませんけれども、結果に対してどうかということは、常にお互いに議論をします。最 近問題になっているのは、ホテルとマンションとかですけれども、これは明らかに違うん ですね。マンションというのは、南面がかなり開放的になりますから、ラーメン構造とな り、かなり断面的にも大きくなります。ホテルなんかの場合には、わりに箱みたいな形で できますから、バランスもいいし、明らかに平米当たりのコンクリート量が違います。そ のへんは多少用途によってのある程度の経験則というのがあって、議論をしているという ことです。

以上が1です。

それから5番目にいきますけれども、確認検査の機関の問題ですけれども。私たちは、 どちらも利用しています。一応どういうふうに分けるかという私の考え方は、民間の普通 の建築の場合は、民間機関のほうがいいのかなということです。民間のほうが、一般的な 建築の場合にいいと考えているのは、民間の場合は、これはかなり選択しなければだめで すけれども、構造がわかった人がちゃんといるという機関だと非常にスムーズに、構造計 画の段階から話ができますから、非常にいいということです。ただ、公共にお願いするのは、少し大規模になると、開発の事前協議とか、いろいろ建築とそういう都市計画的な審査も受けなければならないので、それはやっぱりお役所にお願いしたほうがいいと考えて対応しています。

それから、2番目の確認検査システムについてどう思うかということですけれども。こ れはここに書いてあるようなことがお答えになるわけですけれども、特に構造がわかる人 がいないと困るだろうということで、これはぜひ確認検査機関の体制としては、ぜひそう いうふうにしていただきたい。また、そこでピアチェックとかいろいろな議論が出ていま すけれども、外部の機関にダブるチェックを頼むというよりは、確認検査機関の中でダブ ルチェックをちゃんと行える、いわゆるISO的なダブルチェックができているという体 制をぜひとっていただきたいなと考えます。ただ、そのときに、これもあまり議論になっ てないかと思うんですけれども、ちゃんとやるということは、それだけ汗をかいて、マン パワーが要るんですよね。そうすると、それについてやっぱり設計上でも、大体このぐら い人がかかるということもカウントできるようになっているように、確認も同じだと思う んですね。ちゃんとしたそういう業務をやるのであれば、それだけの人数が要るわけです から、必然的にある適正な確認料は出てくると思います。今は、欧米と比べて十数倍も違 うというような現実を考えると、やっぱり確認料、確認期間は参考にすべきだと思います。 ぜひこのへんもちゃんとしないと、なかなかうまくいかないのではないかと考えています。 民間機関に移したわけですけれども、民間は利益追求型だということで、わりに感覚的に 公にまた逆戻りという議論も出ているようですけれども、私は決してそうは思わなくて、 むしろ健全な民間機関がきちっと育つようなことを考えるべきだと。これは、お役所はむ しろそういう機関がちゃんとやっているかどうかの監査をきちっとやっていただいて、基 本的には民間の機関がきちっと育つというようなことが大事だと思います。

それから最後に、この行政の対応については、ここに書いてあるとおり、まだ私たちは情報がきちっと、一般的な報道で入っているだけでよくわかりませんから、まだ意見とか評価を下せる段階ではないと考えます。ここに最後に、ちょっと蛇足的に付けていますけれども、マスコミの関係の方からいろいろ聞かれることが多いんですけれども、向こうは大体シナリオをつくってこうだろうということで取材をされて、私もテレビでずっと取材をされたんですけれども、私と取材側の基本認識が合わなかったらしくて、散々撮って帰って行ったんですけど、全部削られていました。それは非常によかったと思っていますけれども、そういうシナリオを思い込みで先につくって、それに合った意見を求められるので、このへんはちょっともう少し正確なことを知って、考えて報道してほしいと思います。以上でございます。

巽座長 ありがとうございました。

続きまして、金箱構造設計事務所より説明をお願いいたします。

金箱構造設計事務所 それではご説明いたします。私は、金箱構造設計事務所を主宰しております金箱と申します。私どもの事務所は、構造の専業事務所ということで、総勢12名おりますが、自分たちで計算をし、自分たちで図面を書き、その後、自分たちで現場に行きまして、実際にでき上がった建物の品質まで確認するということをやっております。それでは、回答書に基づいて、1番、5番についてご説明いたします。まず、1番の建

築物の品質管理についてですが、 の極端な例は別にして、不適切な構造設計は見分けられるかということでございますが、これにつきましては、構造の実務経験を積んできた者であれば、まず図面を見まして、建物の規模、それから今までに自分が設計してきたものと照らし合わせをするということで、まず疑問があるかどうかというのは大抵その段階でわかります。それから構造計算書をたどって見ていくということで、今回のような形であれば、必ず偽装かどうかを見抜きます。ですから、偽装を見つけるのは、計算書を頭のほうから追っていくとできないわけで、むしろ、我々はまず図面を見て、全体のスケール観をつかむということで判断ができるというふうに考えられます。

次に、設計のミス等をチェックする仕組みでございますが、先ほど申しましたように、 私どもは12名という小さな組織でございますが、私が総括という立場で、プロジェクト ごとに担当者が決まります。当初の段階は、私が建築設計者の方と設計の方針を決めまし て、それから担当者が個別に計算をして設計をするわけですが、その最初の計画の段階で、 必ずコンピュータを使わないで、電卓を使うわけですが、自分の手で確認をしながら、主 立ったところの形とか、柱の位置、梁の位置、断面という部分を決めていきます。計画が 進むにつれまして、コンピュータを使いまして、詳細に計算をするわけですが、コンピュ ータを使った計算をした後も、最終的には必ずその最初の手計算の概略を把握したものと 違っていないかどうかということをチェックするということをやっております。

3番の意匠、経済性と構造設計が不整合のとき、どうしているかということですが。実は、この質問の意味が僕はよくわかりません。と申しますのは、設計というのは、必ずこういうものは矛盾するものなんです。少しでも安いお金で、少しでもいいものをつくりたい。そこで、どうやって安全を確保していくかというのが、設計としては一番重要なことだと考えます。そこにちょっと例を書いてございますが、意匠性の高いデザインということになりますと、構造は特殊になりますし、コストが高くなります。ですから、そういう場合にはコストの設定を変更するのが一番いいわけですが、なかなかそういうわけにはいきませんので、最初に設定されたコストの中で、設計者の方に調整しなさいということになるわけです。したがいまして、ここで一番重要なのは、そういうコストの中でどういうふうに意匠を考えていくか。そういうようなコストと意匠と安全というバランスがあるんだということを建築主、建築設計者、構造設計者、設備の設計者、こういう全体でお互いに理解して、解決方法を考えていくということが重要だと思います。ですから、ほかの条件を無視して構造、躯体だけ安くしろというのは、これはもう設計ではないと思います。

続きまして、4ページでございますが、5番の行政、検査機関についてですが、確認検査機関は、私どもはどちらも使っておりますが、大都市の場合は、民間が多いという傾向です。その理由は2つございまして、1つは審査時間が私にとっては短く、スケジュールが立てやすい。それは施主にとっても非常にいいことであるということと、もう一つは、民間申請機関のほうが構造に理解のある審査員が多いという現状が私どもの感じではあります。したがいまして、事前の相談も、法解釈についてどうだということを私たちは聞くということができます。行政の場合は、必ずしも構造の専門家がいないということもありまして、そういう場合には事前相談は必ず行くと拒否されるという傾向があるものですから、なかなか事前相談に行きにくいということがございます。

次に2番の現行の確認検査システムの改善点についてですが、3つの問題と改善点をお

話しいたします。まず、審査員の能力と審査方法ということですが。確認申請は、建築主 事が最終的に判断するということになっておりますが、構造に関しては、実際にはその下 に担当者がいらっしゃって判断をしていくわけです。先ほど申し上げましたように、審査 業務にかかわっている人が必ずしも設計の実務に通じていらっしゃる方ばかりではないの で、本来は計算の過程とか、法令でどういうことをチェックするかということを確認して いただければいいんですが、どうしても計算書の細かな数字のチェックとか、計算書と構 造図の整合性のチェックというようなことに置かれると考えています。規模が小さい建物 とか、特殊性がない建物は、こういう審査で十分かもしれないんですが、建築デザインは 非常に多様なものでございまして、それに対応する構造設計というのもさまざまなものが あるわけです。ですから、そういうものに関しては、構造の審査者も一定の能力が必要な ので、できれば構造審査者の資格をつくることがいいのではないかと思います。ただ、こ の場合、急にそういう人数を対応できないという場合には、申請した設計と関係のない第 三者の設計実務者にチェックを依頼するという仕組み、これはピアーチェックと呼ばれて おりますが、そういう方法が考えられます。こういうことを組み合わせることによって対 応ができるのではないかと。ただ、この場合、ピアーチェックが可能な実務者は、誰がい るかということですが、これは一級建築士であれば誰でもいいというわけにはいきません ので、何らか構造設計者でそういう資格なり与える必要があると思います。

2番に、「認定プログラム制度」の問題ですが。今回の事件も、この「認定プログラム制度」が引き起こしたものです。これは、このプログラムを使いますと、誰が計算しても同じ結果が得られるということで、一定の品質確保が可能で、審査が簡略化できるというメリットがあるわけですが、逆に、今回のようにデータを改ざんするということになると、なかなかわかりにくいということだと思います。私は、そもそも「認定プログラム制度」は弊害が大きいものだと考えております。最近聞いた話ですと、インプットデータ資料を提出……。すみません、資料では「退出」となっていますが、「提出」の誤字でございます。提出させて、再計算させる方法が検討されているようですが、仮にこの方法が採用された場合には、今回のような偽装は防げると思います。しかし、別の問題として、そのコンピュータのデータをつくる以前の構造計画に対する無知であるとか、理解が不足していることにある欠陥のある建物を生み出すことを防ぐことはできないと思います。

今回の事件でも、経験のある専門家ならば、図面を見れば不正は見抜けているわけです。ですから、専門家であれば、同じような無知な理解不足から来る欠陥建築を見つけることができますので、現在のように数字だけをチェック、あるいはコンピュータソフトだけを信頼するという審査方法から、設計者の考え方とか、基本的な数字をチェックするという方法にぜひ移行していただきたいと思っております。

それから次のページへいきまして、3番ですが。「確認申請における構造設計者の位置づけ」です。これは建築士法によりますと、1つの建築に対しての建築士は1名と、通常は建築設計者ということになります。今回、構造計算書の中に、構造計画概要書というもの、あるいは認定プログラムを使用したときには利用者証明書がありまして、その中に構造設計者の名前を書く欄があります。今回、僕は誤解されているんじゃないかと思うんですが、ここで記入された名前が構造設計者のように認識されているんですが、これは名前を書いているだけで署名、捺印をしているわけではあたません。それから、ここに名前を

書く人は、資格がなくてもいいんですね。一級建築士というのがなくても、利用者証明は、その認定プログラムの講習会に出れば書けるというようなことですので、極端な言い方をしますと、構造的な判断力とか見識のない人でも、そういう認定プログラムを利用して構造計算ができてしまう。法的には、一級建築士という方が1人いて、その方が申請すると確認申請がパスするという、こういう現状がございます。ですから、人間の生命とか、社会資本を守るというものが構造設計なんですが、建築士法的には、現在何の資格もありません。ところが、例えば官庁建築、それから民間の場合もそうですが、私たちは確認申請とは関係なく設計するときに、建築の責任者、構造の責任者、設備の責任者ということで、責任者の名前を書いて提出することをよくやっております。確認申請制度だけが構造設計者が明らかになってないという現状がございます。今回の事件の後で、多くの建築主から、私と一緒に仕事をしている建築事務所に、構造設計をどこが行っているかという問い合わせが数多くありました。ですから、一般の社会もやはりどういう人がどういう資格で構造設計をやっているのかということを明示してほしいという要求だと考えております。

それから3番ですが、これも簡単にお話ししますが、行政の今回の対応ですが。今のようなお話に若干関係することを書いておりますけれども、今回の事件で、建築基準法違反で設計者が告発され、免許取消となっておりますが、そのこと自体は別に異論はございませんが、先ほど申し上げたように、本来は申請している一級建築士が責任の第一義的な責任者であるにもかかわらず、構造設計者が先に告発されている。構造設計者に責任を問うということであるならば、法的な位置づけをすべきではないかと考えております。

以上でございます。

巽座長 ありがとうございました。

続きまして、大成建設株式会社よりご説明をお願いいたします。

大成建設 大成建設の本田でございます。私は、建築本部で本部長をやっておりまして、主に技術、品質管理を担当している者でございます。私がここに座っているのは、BCSという建築業協会の団体がございまして、これは全国的に建築の工事を担っている会社を集めた団体、建設業者の団体でございまして。その協会で生産委員会、その中の施工部会というところを今主宰している関係で、きょうここに座って説明をさせていただいていると、こういうふうに理解しております。ヒアリングに関する回答についてご説明を申し上げます。

私どもの質問については、3番の建築業というところにあるわけですが、 番として、「設計の外注先はどういう考えで選定しているのか」と、こういう質問がございます。私どもは建築業で、本来は施工の立場で質問があるのかと思うんですが、総合施工会社いわゆるゼネコンでございますので、設計部門も抱えておりまして、この質問に対しては、当社が設計施工で行った場合を前提に、当社の設計部門を代表して答えるという形でお答えをしたいと思っています。外注先ということについて、まず、外注しているのかということに答えますと、構造設計そのものは自ら行っておりますとお答えさせていただきます。ただし、100%全部隅から隅までやっているわけでは決してございませんので、その一部、具体的に言うと、設計データを入力し、構造計算書をアウトプットすると、そういうような作業の部分については、外注業者に手伝わせることが行われております。ただ、その場合も外注先については、私どもの会社の教育を受けさせて、そういう特定の外注業者

に限定して行って手伝っていただいているというところでございます。この設問文中に、かっこの中に(設計ミスも、顧客に対しては、施工者の責任を問われる中)でと、大変微妙な文がございます。これは誤解されているんじゃなかろうかと、こう思っております。設計施工を一貫でやる場合に、ミスが設計にあろうと施工にあろうと、それはもうゼネコンとしては当然なことでございますけれども、設計と施工が分離で発注されていた場合に、設計ミスが施工者の責任を問われること自体は、これは誤解だと思っていまして。設計者の責任であるべきと、こう考えている次第でございまして、一言よけいなことを申し上げさせていただきました。

番「施工管理の段階で、構造設計のミスを発見することは可能か」、ということでございます。これについては、施工のみを受ける場合ということでお答えさせていただきますと、確認申請が下りた設計図書は、これはもう信頼されるべきものだというふうに私どもはずっと思い込んでおりまして。特に構造設計の部分については、施工者として改めて精査、チェックすることはありません。ただ、まま図面上の伏せ図とリストが違ったりという不整合が全くないわけではございませんで、いろいろ急いだり、時間がなかったり、最終的なチェックが行われなかったという状態のものが発見されることがままないわけではありません。施工段階に移りましても、そういう設計図書に基づいて、工事管理者と……。工事監理者というのは、大体の設計の方がなさる、もしくは第三者でやられるわけですが、その確認の下で施工されているわけでございまして。この段階でも、本当にひどい、極端に間違っているような、著しく異常な場合というものは、これは発見できる可能性はないわけではないと思うんですけれども、そういう場合を除いては、構造設計のミス等を発見するのは大変難しいと考えているところでございます。

今、構造についての話をいたしましたが、一般に、私どもが工事を着手する前には、図面について、工事着手前に、図面検討会をやらさせていただきます。これは、設計者にその設計主旨を尋ねるという意味です。つまり、設計主旨を理解しなければいけないということと、施工方法を確認するということがございます。ただ、そういう意味でチェックするのは何かというと、漏水を防止する。つまり、建物に水が漏らないようにするというようなことが主な観点でございまして。そういう意味での品質確保は常々図ってきたところでございますが、構造的な設計ミスを発見するためにチェックしているということは全くありません。

3番目に、「建築業の丸投げについてどう思われますか」と。「丸投げ」という嫌な言葉が使ってございますが、私どもは、これはぜひ「一括下請」という言葉にさせていただこうと思っていまして、言葉は同じなんですけど、実際には、数はそんなに多くない、かなり少ないんですけれど、発注者の方から、一括下請をする業者を指名された上で、つまりセットとして依頼されるケースは、数は少ないんですが、あるんです。この場合、いろいろな発注者との関係とかいうこともかんがえた上で、すべてこれを断ってしまうのではなくて、引き受ける場合がございまして。この場合には、私どもは元請業者として、一括下請業者を指導しながら品質管理を行っていくというのが現状でございます。

続いて、3ページ目の5番のところを見ていただきます。1番の建築確認検査についてと。この項目全体も、設計施工の立場で、設計部門を代表する形で答えさせていただきます。「行政、民間機関のどちらを使っているか」という質問ですが。特に選択基準はなく

て、いずれも使っているというのが現状です。去年の例で言うと、若干民間機関のほうが 多いというのが現状でございます。検査機関の選択にあたっては、実際に最終的に申請を するのは、発注者の押印をした上で、発注者の了解の下にということでございまして。当 社が推薦というか提案をした上で発注者に決定していただいているというのが実情でござ います。

2番目の「現行の確認検査システムについて」ということですが、私どもが申し上げるより前に、お二方言われたことで十分だと思っております。構造設計というものが、年々大変高度になってきておりまして、そういう、より技術的な内容が、実質的に審査できるように、また、それなりの数を置いていただくなり、あるいはその1つの方法はピアーチェックだということだと思っていますけれども、そういうふうに実質的な審査をできるようにすべきであるということで、その方法までは明快な回答は持っておりません。

3番目、「今回の偽装問題発生後の行政対応について」ということで、これについても、 行政対応のすべてを私どもが把握しているわけではありませんけれども、個人的な意見と しては、ややスピードが足りないのかなという気がしないでもありませんが、適切な対応 であったと考えております。

以上でございます。

巽座長 ありがとうございました。

それでは最後でございますが、株式会社大京よりご説明をお願いいたします。

大京 大京の久保田と申します。仕事は、事業管理室というところで、マンション事業のつくるほうの仕事を全般的に担当しております。本日は、資料5に回答がございますけれども、その6枚目以降に不動産協会の資料が付いておりますが、不動産協会からの要請で、ご説明に参っております。では、説明をしたいと思います。

私どもは、先ほど説明がありました設計事務所さん、ゼネコンさんに、一つは発注をす る立場で、もう一つは、マンションをつくって供給をする売り主という立場の二面性を持 っていまして、その観点からご説明をしたいと思います。順番に、まず質問の の でご ざいます。品質管理についてということで、設計、建設の技術者をどう選定したかという ことですが、特に技術力と信頼性についてどうチェックしているかということでございま す。これについては、過去の実績でございますけれども、当社はすでに6000棟ほどの マンションをつくっていまして、資料の2番目に書いてありますけれども、30万戸ほど の実績がございまして、初めてのゼネコンさんということは殆どございませんので、ゼネ コンさんにつきましては過去の施工能力、設計者については設計能力というところで全般 的に見ていまして、その中から主にメインに発注するという会社が常にありますので、そ こを中心に、あとは個別のブロジェクトの特殊性ですね、規模とか、商品性とか、立地条 件、あるいはコストも重要な要件でございますけれども、こういった個別の条件を絞り込 んで合ったところを選定をし、さらに条件を絞って、最終的に1社に絞り込むというよう な流れでやっています。技術力・信頼性については、当然、過去の実績を見ています。特 にゼネコンさんにつきましては、過去の結果が全部出ていますので、施工精度とか、後の アフターサービスの対応とか、いろいろな面が全部出ていますので、そういったものをま ず第一に見て選んでおります。また、資料で反復・継続という言葉を使っていますけれど も、私どもはマンションをつくっていますので、仕事としては同じようなものをつくって

おりますので、基本的に反復・継続というパターンが非常に多く、また、ゼネコン、設計の担当者、ゼネコンさんにおいては、相当する現場所長まで、ある程度確認をさせていただいた上で、できるだけいいところ、優良な方を選定してお願いをするという形をとっています。これがクレーム減少の第一歩だという考え方をしております。

質問の でございますけれども、販売等する建築物の品質について、自らチェックする 仕組みを持っているかということでございます。こちらにつきましては、資料の5枚目を ご覧いただきたいですが、当社には建築の技術者がかなりおりまして、1級建築士でも約100名ぐらい抱えておりまして、社内に建築の技術部門がございます。こちらで設計の 段階から施工まで、設計事務所、施工会社と併せて二重の管理体制をとっているということです。また、構造、電気等の専門者も何名かおりますので、それぞれ二重のチェック体 制をとっています。当社独自のマニュアルもかなりボリュームのあるものがありまして、 設計者が設計をしたものについて、もう一度その設計図をチェックリストに基づいてチェックを行うという形をとっております。

それから質問の でございますけれども、設計を外注している場合、設計ミスなどのリスク管理をどうしているのか、また、その保証に対する考え方ですけれども、基本的には、当社はすべて設計は外注でございます。資料に3点ほど書いていますけれども、当社独自基準による品質管理ということで、先ほど説明しましたように、でき上がったものについて、当社のマニュアルに基づいてもう一度チェックを行います。それから、着工の段階においては、先ほども大成さんからご説明あったような話と一部ダブってくると思いますが、施工上等の問題が出易い箇所はかなり決まっていまして、ゼネコンさん、サブコンさん、それから設計事務所さんを集めまして、資料では施工検討会という言葉を使っていますけれども、当社のマニュアルに基づきまして、特に注意すべき点については、最初に申し伝えます。当社の考え方とか、施工上注意すべき点、そういったものをきちっと理解していただいてから施工に入っていただくという形をとっています。これが2つ目です。3つ目には、工事保証をゼネコンさんにも当然負っていただいていますので、売り主としては、当然売り主責任を負いますが、施工していただくところには、当然お客様に対するアフターサービスの裏付けとして、工事保証という言葉を使っていますけれども、同じような内容で責任を負っていただくという形をとっています。

それから回答の ですけれども、品確法の施行により住宅性能表示制度ができまして、これを100%適用しております。当社では既に設計評価取得は全体で4万戸を超えております。二重三重のチェックということで、一つはこの制度を利用しています。それから回答の としまして、設計者には建築賠償責任保険という制度がございますので、一応念のために保険の加入を設計契約時の条件にしています。設計監理について不具合があった場合については、保証の対象になるというような内容の制度でございますので、これは契約時の条件にさせていただいております。

次に、資料の3ページ目、Vでございます。行政、検査機関についてということでございます。検査機関はどちらを使っているかということでございますが、こちらは、主に民間を使っております。昨年の実績もほとんど民間で、一部の地方都市においては行政対応のところもございますが、基本的には民間でございます。その理由の1番目としては、審査期間ということです。それから、会社の内容・能力もございますので、それに見合った

ものを中心として、民間にお願いをしているということでございます。それから、選定方法は、基本方針に基づき、各事業部署の責任者が個別に選定をしております。主な許認可は、建築確認は1ですがほかにも、住宅性能表示制度の審査、それから、金融公庫の融資対象物件では、金融公庫の設計審査がございます。それから、東京都の場合ですと、優良マンションの登録制度がございまして、当社ではその適応を受けておりますので、一つのプロジェクトが全体で3つか4つぐらいの審査を併せて受けるということをやっています。その中で効率よく仕事を進めるために、審査を併せてできるところを、場所やエリアによっては選定しているということでございます。

それから質問の2つ目でございますけれども、現行の確認検査システムについて、必要と思われる改善点はということでございます。1つは、審査機関の責任の範囲を明確にしていただきたい。当然、確認が下りているものについては、100%問題がないという前提で仕事を進めていますので、今回いろいろ問題がございましたけれども、微妙なも話あったと思いますが、これについてはきちっとしていただきたいということ。それから構造の責任者ですね。先ほどお話がありましたけれども、設計者は建築確認上1名になっていますので、構造がこれに隠れていますので、こちらの責任体制といいますか、こういったことも明確であるべきだと考えます。それから、審査機関においても、技術力の差が実際にございますので、このレベルの統一とか、あるいはその差を格付けするとか、ある程度そういったものもわかりやすく示す必要があるのかなと思います。

それから質問の3番目でございますけれども、今回の偽装問題発生後の行政対応についてということでございますけれども、重ねて申し上げますが、建築確認・検査というのがきちっとできていれば、これは未然に防げた問題だというふうに理解していますので、速やかに信頼のできる建築確認制度をもう一度つくっていただきたいと考えます。

以上でございます。

巽座長 ありがとうございました。

これで、きょう予定しておりました4社の方からのご説明をいただきました。

それでは、今までのこのご説明を踏まえて、委員の皆様からご質問あるいはご意見など を自由にお出しいただきたいと思います。

和田委員 4社の方いろいろ貴重なご説明をありがとうございました。時間がないと思うので、簡略的な質問になってしまいますが、藤本先生に伺いたいんですけど、もし一級建築士という資格だけでは構造設計はできない、構造士というものを別の資格にするという運動があったときに、建築家の方々は応援していただけるのか。今まで一級建築士がすべてできていた自分たちの仕事のパートを失うことになると思います。構造までやりたい方はそのための試験を受けてもらえば良いのかも知れませんが、そういうことを応援していただけるかどうかを伺いたいんですが。

現代計画研究所 実は、私の所属している建築士連合会があって、47の各県にあります。それをまとめているというか、やっている団体なんですけれども。そこで、もう十数年前から、建築士法の制度疲労というのがあって、やっぱり改善すべき点があるんじゃないかということで、2つ出たんですけれども、その1つに、専門分化の対応が十分じゃないんじゃないかということで、その法的な変更が考えられるかということでいるいる勉強もしていたんですけれども、法律改正はなかなかできないと。天変地変と黒船が来ないと

直らないというのがありまして。我々としては、消費者に対しての問題ですから、なかなかそれを待っていられないというのがまず一番大きくて、そういう社会的な運動というか、社会的制度をむしろ建築界の中でつくって対応したほうが、もっと柔軟な形の対応ができるんじゃないかということで、これについては、私の資料の3ページに、この回答に適切な回答かどうかわかりませんけど。3ページの に専攻建築士制度を実は情報開示と書いています。

こういう形で今はパンフレットを出しています。要は何かというと、設計と構造と設備 という業務独占のところの一つはかかわっている専門家をなるべく社会的に明示すべきで はないかということ。もう一つ、建築士というのは、実は設計のところだけではなくて、 施行の分野とか、あるいはまちづくり分野とか、行政の分野とか、いろいろなところに分 かれていて、そういう人も全部どういう形で活動されているかを、社会に明示、消費者に 明示していく制度をつくろうというのがこの制度で、平成13年に機関決定をして、15 年から実は始めていたんです。そして、今3年目になっているわけですけれども、もうす でに、その専攻制度をとるためのある種のインターンみたいな形で、CPDといわれてい る、継続的職能開発というのも、それにもう一つ専攻制度と併せて、ちゃんとまじめに勉 強をして、そして、実際の実務の経験もちゃんとやっている人を5年ごとに評価をしてい くというシステムを今とっています。今年の17年度で、大体各士会で、CPDについて は25,000人ぐらいの人が応募しておられますし、それを通って専攻建築士になった 人が、17年度の終わりで全士会がまだできてないものですから、約8,000人ぐらい が一応登場するということになります。これを我々士会の運動としては、会員の人がやる ということですから、会員の人がなるべくそういうことでトライしてほしいということで、 社会的な運動としてもやっています。だから、むしろ、今となれば、この制度がかなり活 用できるのではないかと思っています。むしろ、法的にある程度やったとしても、むしろ そういう社会的にやっていったほうが柔軟に対応できると考えています。

和田委員 先ほど金箱先生が、ソフトの講習会を受けた何の資格もない人がサインして、一級建築士の方が構造のことをわからなくても、書類上はパスしてしまうという、そういうことが、今の専攻建築士という制度がちゃんと広まれば、なくなるというふうに期待しています。

現代計画研究所 ぜひ改正をしていただきたいと思います。

和田委員 ありがとうございます。

小谷委員 金箱さんにお伺いしたいんですけれども、今回の問題を機会に、法的にかなり建築確認のいろいろなチェック項目が厳しくなる可能性があると。私は、設計者というのは非常に重要で、独創的な作業をするための自由度がないといけないと思います。法的に規制されてしまうと、設計行為というその独創的なアイデアをまとめていくことがだんだん難しくなってきてしまうのではないかということを心配します。そのへんについて、いろいろなアイデアを設計者同士で調整したり何かするとおっしゃっていただいたけれども、どんなふうにお考えでしょうか。お考えを聞かせていただければと思います。

金箱構造設計事務所 確かに設計というのは自由度が大きいというものだと思いますが、 一方で最低基準としての建築基準法があります。ただ、私ども建築の法規制が細かくなっ ていくというのは一つの懸念としてはありますが、ただ、そういうふうに細かくしていっ ても、法規制で設計の技術をすべてカバーできるということは決してないと思っています。ですから、ある法規制ができたときには、それを前提にしているようなイメージの建物とか構造形式というものがありまして、実際にはどういうタイプというふうに考えて、どの法律のルートでそれを法解釈していくかという基本的な考え方がやはり重要なので、そこの部分は設計者の判断が入りますので、そこをなかなか数値とかそういうものをチェックできにくいと考えています。そういうチェックをするのが一番いいのは、他の専門家、利害関係のない専門家という、医者の世界でセカンドオピニオンというシステムがあると聞いておりますし、例えば建築の世界でしたら、建築学会あたりでいいますと、論文には査読制度がございます。そういうふうに同じことをやっている他の専門家が全体的にチェックするというシステムがいいんじゃないかと先ほど申し上げました。

小谷委員 それから、関連しまして、構造の専門家なのでお伺いします。建築基準法が 定めている構造の安全のレベルは、どの程度であるというふうに設計者として評価されま すか。それから、その内容が国民に伝わっているでしょうか?例えば震度6で潰れる潰れ ないなんてよく報道に出ますけれども、そういうことは基準法を読んで、専門家のお立場 からおわかりになりますか。それから、国民にそれが伝わっていますか。そのへんについ てコメントをいただければと思います。

金箱構造設計事務所 私の個人的な理解でよろしいですよね。私自身は、基準法の条文 そのものではなくて、その背景というようなものを考えてくると、例えば保有水平耐力は 何を意味しているかというと、構造物がある程度塑性化しても倒壊しないということです ので、一応基準法でいっている安全という現象をわかっています。それが一般の社会に知られているかというと、一般の方には知られていないと思います。ただ、私自身は、設計のときに、ときには施主に会う場合もございますが、安全というものについて必ず具体的 に説明をするんです。それは建築基準法で安全だといっているという説明では嘘になると思っています。それから、壊れないという説明も嘘だと思っています。それで、少し大雑把ですが、具体的には、例えば震度 5 強ぐらいまでは、ほとんど異常はないですが、それ以上は、震度 6 強ぐらいになると、コンクリートだとひび割れが入るし、鉄骨だと、少しゆがむかもしれないけれども、床とか屋根は落ちないというふうなお話をして、あとはそれに対して、なかなか明快に建築主が判断することも難しいと思っておりまして、それはケース・バイ・ケースで対応しております。

小谷委員 今のは金箱さんの個人的なご意見だというふうなお話だったけれども、一般 的にそのう考え方で構造設計者が設計行為をされているかという点については、どのよう にお考えでしょうか。

金箱構造設計事務所 一般的というものを、どのあたりでお話ししたらいいのかということはわかりません私が最初にお話ししたように、意匠性のこと、それからコストのこと、安全性のこと、非常に厳しい条件の中で最適な解を求めていこうというのが設計ですので、どうしても安全に関しては最低レベルでクリアしたいということが出てきますので、建築基準法をクリアすればいいということで、それが何を意味しているかというのは、どの程度設計者が認識しているかというのは、今は答えられません。

大河内委員 すごく簡単な質問なので、皆さんにお答えいただきたいんですけれども。 建築確認を行政にも民間にもどちらにも頼んでいるということなんですが、今度問題にな っている民間の検査機関にもお出しになったことがあるでしょうか。それだけなんですけれど。

現代計画研究所 もう一度お願いします。

大河内委員 建築確認を民間の機関にも行政にも頼まれているというふうに書かれてございますけれども、民間の検査機関で、今回の見逃してしまったといわれている機関がありますね。ERIとかイーホームズとかいろいろほかにもあったと思うんですけれども、そういうところに確認を頼んだことがおありなんでしょうかという質問です。

現代計画研究所 私の資料にも書かせていただきましたが、今、幕張に9000戸の大団地をつくるという大きな計画がありますが、その中の一部をデベロッパーとグループを組んで設計をしております。その1つがERIだったんです。もうほとんど売出しという段階に来たんですけれども、今、建主の人たちは、一応ERIで出したのがどうかということもありますから、別な検査機関にお願いして、もう一遍完全な形で再チェックをしてもらって、そこの機関から出したという形で売り出したいということですね。ほかについてはありません。その1つだけです。

金箱構造設計事務所 私どもの事務所で構造計算をしたものでも、今話題になっている 確認検査機関に出したものはございます。もちろん施主、建主が心配されて問い合わせが ありまして、私はこういう考え方で構造設計をしていますという説明をして納得していた だいた方もいらっしゃいますし、いや、だめだから、もう一度別の検査機関に頼むと言われたものもございます。ケース・バイ・ケースで、幾つかございます。

大成建設 私どもは大変たくさんの物件を抱えておりまして、イーホームズでも数件、ERIに至っては相当たくさん申請を出しているという物件が、これは自社の設計に限らず、他社の設計している物件でも、要するに私どもが施工している物件は相当ございます。それらについて施主から、大丈夫なんですかという問い合わせはよくありまして、できる限りの対応をしているのが現状でございます。

大京 数は少ないんですけれども、何棟かございます。該当したものについては、構造的に問題がないということは、設計者とも最終的な確認をしております。一部でございますけれども、該当はございます。

嶌委員 まず、大成さんと大京さんが関係していればお答えをいただきたいと思います。今回のことで、名義貸しという話がちょっと出ていましたね。今、大きなゼネコンが中小の建設会社に名義だけ貸していると。さっきの「丸投げ」というのと「一括」というのではちょっと違うんだろうと思うんですけれども、そういうことは業界ではある程度……大成がやっているかどうかは別として、ゼネコンがそういう名義貸しをするということはあるのか。あった場合には、本当に名義だけを貸して、その実際のチェックとかそういうことはしていないのかどうかとか、それが1点ですね。

それから、先ほど、行政の対応が適切だとおっしゃったんですけれども、もうちょっと 具体的に、例えば行政は今回早く移転をしてくれとか、補償の問題とか、あるいは検査機 関から事情聴取するとかいろいろなことを行政はやっているわけですけれども、そういう ことすべてが適正だったのか。適切という言葉は、最近やたらと政治家も使うから、何が 適切なのかということの中身をお聞きしたいなということが、この2点をまずお聞きした いと。 それから、設計事務所さんに少しお聞きしたいのは、1点は、今聞いていますと、ゼネコンとか大きいところは、チェックのシステムとかを幾つか持っているし、ダブルチェック、トリプルチェックをやっているというふうには聞こえたわけですけれども、今回のヒューザーとか木村を見ていると、そういうことをやってない、そういうことをあまりしてないという感じが見られるわけですね。そういうところ、大手と中小との違いみたいなものは、実際にご覧になっていて、かなり落差があるのかどうなのかということが1つですね。

それともう一つは、その力関係の問題ですね。全体の流れからすれば、設計事務所が責任を持って、そして、検査機関がきちんとやってくれれば事態は防げるということなんでしょうけれども、今回の事件の中身を見ていると、むしろ建設業者が設計事務所に圧力をかけているとか、あるいは建築主に圧力をかけているとか、力が逆転しているという感じもあるわけですね。そういう実態は、中小とかそういったところにはよくあることなのかどうなのか。

それからもう一点、今回の流れの中で、コンサルタント会社というのが出てきたわけですね。今までの設計の建築の流れから言うと、設計事務所があって、売り主があって、そして施工業者があってという流れになっていたけれども、そことは別にコンサルタント会社が今回出てきて、そして、そのコンサルタント会社は非常に大きな力を持っているというふうに我々は見えるわけですけれども、こういう存在というものは、中小とかそういうところでは当たり前の状況なのかということですね。

それからもう一点、さっき安全基準のお話をされていましたけれども、最近は、安全基準というと、震度5には耐えられるかとか、震度6には耐えられるかとか、そういう地震との関係で安全基準ということが盛んに報道されているわけですけれども、今までに、安全基準といったときに、何が一番のポイントだったのか。やっぱり震度とかそういうことが一番ポイントだったのか、そうじゃなかったのか。何か今の流れから言うと、震度に耐えられるかどうかということが非常に安全基準の大きなポイントみたいになっているんですけれども、そのへんも含めてお聞きしたいなと思います。

巽座長 それでは、最初のは、大成さんと大京さんにお話しいただいたらいいかと思いますが。まず、大成さんからお願いします。名義貸しはあるのかということと......。

大成建設 まず、名義貸しの件でございますが、「名義貸し」という言葉が生きていたのは、もう少し前の時代のことかなと思っております。最近はそういう言葉は生きてないと私は思っています。今回の件で、今私どもが申し上げましたが、「丸投げ」という言葉は気に入りませんけれども、一括下請、一括施工というようなことは、これはやっぱり実態としてまだ行われておりますのでね。これは全く本当に名義を貸すだけで何もしないというようなことでは決してなくて、ちゃんと自社の技術者をそこに置いて、品質管理を指導しているという下で、基本的に一括下請の業者が全体を取り仕切っていると、そういう形で行われているということでございまして、名義貸しの実態はないというふうにご理解いただきたいと思っております。

嶌委員 今はないということは、以前は、一括受注じゃなくて、本当に名義だけを貸してやっていたということはあるということですか。

大成建設 つまり、当社の技術者を置かずにやると、それは名義貸しと言われてもしょ

大成建設 まあ、ここ10年よりもちょっと最近かもしれませんね。

原委員 10年以上前につくられたマンションの中にはそういうことがあったと? 大成建設 はい。

それと、適切かどうかということについては、私は大変答えづらいんですが。要するに、 行政の対応のすべてを、全部を把握しているわけではございませんですが、当然、業界に おりますので、関心はあって、いろいろ新聞報道等で見た上での判断でございますが、私 の知るところ、不適切な対応はなかったというのが、私の理解でございまして。そういう 意味で適切な対応であったというふうに感じていると申し上げたということでございます。

嶌委員 不適切だけど、もう少しこうしたほうがいいというところはあったんですか。 大成建設 先ほど、個人的な見解として申し上げましたが、ちょっとスピードが……と いう気はしましたけどね。

嶌委員 例えば国がある程度責任を持つとかね。あるいは、自治体にもある程度責任を 持ってもらって補償の問題を考えるとかね、いろいろなことがありますよね。そういうよ うな問題も含めて、大体適切だったということですか。

大成建設 はい、そのように感じております。

巽座長 それでは、大京さんにお願いします。

大京 最初の質問ですけれども、「丸投げ」というようなことは、先ほどお話があったように、最近はそういう形ではないですが、発注をする場合に基本的に元請があって下請があるというケースはございます。その場合については、形態を明示をしまして、それぞれの責任を明確にした形でお願いするケースがございます。アンダーグラウンドで、私どもの知らない世界では基本的にないと思います。それが1点目でございます。

嶌委員 もう一つのさっきの名義貸しの問題でね。そういうのは要請されるのは、例えば大成がどうかということは別として、例えばそういう名前を借りたほうが売りやすいと、そういう意図で来るんですか。その場合には、名義貸しをした場合には、名義貸し料はもらうんですか。

大成建設 名義貸しという言葉だけがどうも気に入らないんですけれど。どういう観点で発注者がそういう形をとるか、要請があるかということについて言うと、個人的には、やっぱりそういういい品質なり、やはりそういう大手の会社を上につけて、品質管理をちゃんとやっていただいたほうがいい建物ができるという観点できちっと頼んでいただいているのかと私は思っております。いろいろ地域の問題で、この地域、この場所に建てるにはこの業者を使うということがいろいろもともとの施主の条件とか、発注者も外せないようなことがあると思うんですね。それをそこにやらせるには不安だから、きっと私どもに品質管理をお願いしたいというようなことで要請があるんじゃないかなというのが私どもの理解でございます。費用については、私どもはそういうふうに技術者をそこにつけるわけですから、その分については当然頂いておりますが、過分に頂いているということはございません。本当ならもっともらいたいぐらいでございますが、大変厳しいマンションの業界の中で、それによって利益を得ているということは建築ではないと思っております。

嶌委員 大京みたいなところで、例えば大京マンションはあちこちでありますよね。そ

れを実際には大京とは関係ないところに下請なりに出して、それを大京マンションという 名前で売るなんていうこともあるんですか。一種の名義貸しなのかもしれないけれども、 そういうことないですか。

大京 それはありません。

異座長 それでは、まだ質問が残っていますので、今度は設計事務所の関係で、たしか 4 つありましたか。ダブルチェックは、大きいところではやっているかもしれないけれど も、小さいところではどうかなと。落差があるんじゃないかと。それから、力関係が設計事務所の間に、例えば意匠と構造とかあるんじゃないかと。それから、コンサルタントの 会社が最近あるんだけど、この存在が力を持っているんじゃないかと。それから、安全の ポイントは、今、震度がよく言われているけれども、ほかにも何か安全ポイントがあるの かと、その 4 つございますが、お願いします。

現代計画研究所 まず、中小というのはどのへんかということなんですけれども、設計事務所の人数とその事務所の軒数との比率で言うと、たぶん10人以下あるいは5人以下でもいいですが、そのぐらいが9割ぐらいを占めます。だから、大きい設計事務所は本当に2~3%ぐらいで、私のところなんかは、30人ですから、たぶん5%ぐらいの中に入っちゃうと思うんですね。そういう意味で言うと、小事務所がどうなっているかというのは、確かによく見えないです。だから、ちゃんとまじめにやっている人もいるし、そうでない人もいるとしか言えなくて、それがどういう比率でいるのかというのはよく見えません。

ただ、設計のほうは、どちらにしても確認申請が一応ありますから、基準法違反みたいなものが世の中に出るというのは、本来はないと我々は思っていたんですね。ただ、もう一つ問題があるのは工事なんですよ。工事が適正に設計図どおりに行われるか、つまり、非常に工事監理というものが適正に本当に行われているかが心配ですね。それがさっき出ていました名義貸しというのは、その世界なんです。大きな建物の名義貸しというのもあるのかもしれませんが、今、日弁連の方なんかが一番指摘しているのは、住宅の名義貸しですね、戸建て住宅のようなものも、なぜ名義貸しが起こるかというのは、1つは、設計は、木造でも、ある規模のものは建築士がやらなければだめだったんです。これは二級建築士でいいんですけれども。ところで地方の場合は、工務店さんが大体お客さんをつかまえて、そこが大体設計できるんですね。できるんだけれども、確認申請を出すときに、建築士の名前がないと通りませんから、そこで地方にいる仲間の建築士さんに一応見てもらって、名前を貸すというふうなことが設計段階で起こるわけです。通常これを代官と言っています。

今度は工事監理の段階になったら、一番起こりやすいのが名義貸しです。施主さんが、 工事監理を正式に建築士に頼めば工事監理料を取られますからね。だから、それは嫌だと。 あなたは工務店で、大工さんが見ていればいいじゃないのという話に大体なっちゃうんで す。だけど、形式的にしろ建築士を立てなければいけないから、名義だけを借りることに なるのです。だから実質的に全く工事監理をしてないということもあり得るんですね。だ から、地方の小さなところでやっている工務店さんと建築士さんの関係でそういうことが 起こっている。それがどのぐらい起こっているかというのはちょっとわかりませんけれど も、実態はあると思います。そういうのが例の弁護士さんが問題としている欠陥住宅の問 題を引き起こしている原因だと思います。

中小の問題というのは、本来、棟梁にしっかりした人がいれば、確認も保険も本当は要らないんです。それは地域のみんなが見ていますから。あの人がやったから安全だとみんなが思っているときには全然問題ないから、そういうまじめにやっている人にはそういうことが非常に紛らわしいし、保険も払わなければならない、第三者チェックも受けなければならなくなる。確かに田舎の論理でいえば変なんですけど。こういう過密な都市化社会ではしょうがないというので、それだけの負担もせざるを得ない。そこが結局、経済的な問題は、中小だからということで、設計は小さい事務所はだめだと言われると我々としては非常に困るんです。むしろ、小さいところできちっとやっている人はたくさん一方でいるし、我々の専攻建築士も、そういう仲間をなるべく世の中に見えるようにしようということですから、そういうことで施主さんのほうでちゃんと選んでいただきたいと思います。

嶌委員 中小だからだめだというんじゃなくて、木村建設とかああいうところは、設計 事務所に圧力をかけたということが非常に問題になっているわけですね。そういうことが 現実にあり得るかということです。

現代計画研究所 それは、我々のような事務所にも圧力は常にありますよ。今の市場社会では、ほとんど毎日圧力をかけられています。構造事務所がすごい悲哀を感じているでしょうという言い方をされていますが、その前に、元請がもうすごい悲哀を味わっている社会です。私は設計環境はますます悪くなっていると思うんですね。こういう社会になってくると、それが一番問題で、結局クライアントや建主がちゃんとしてくれないと建築はよくならないという感じがします。

嶌委員 今回の、理由はわかりませんけれども、森田設計事務所の森田さんという方は自殺されたわけですよね。つまりその圧力……それが今回原因かどうかはわかりませんけれども、圧力があったときにどういう対応をされるんですか。あるときは断るというケースも、自分の思想に合わなければ断るというケースもあり得るんですか。

現代計画研究所 我々は、一番の圧力は、設計料はほとんど半分以下でやれなんていうようなこともありますし、大体そういうのはあんまりマナーがよくないですから、そういう人とつき合うとろくなことがないというので、仕事は断ります。我々独立した専業事務所は建主を選べるんですよ。だけど、それは非常に経済的に苦しくなるから、我々は非常に苦労しているということですね。今現実、設計業界はこうして不況ですから、だんだんそれで耐えられなくなって、どうしてもそういうことに組み込まれていってしまうというのは起こるでしょうね。

それから、コンサルタントの問題は、これは設計業界では、非常にある意味では問題だと思います。ということは、クライアントと設計者が直の関係にあったものが、そこの間にコンサルタントが入ってくるんですね。

嶌委員 これは特殊な例ですか。かなり一般的なことですか。

現代計画研究所 いや、もうそうなってきていますよ。だから、結局、上流にかかわる人が多くなって、施主さんの一番そばに座る人はコンサルタントなんですよ。そこへ建設会社が入ってきて、我々はだんだん末席に来て、ただ絵を描けばいいというような感じになる。非常にそういう意味ではコンサルタント業というものは、それをぼやいてもしょうがないのかもしれませんが、今の世の中は、クライアントがコンサルタントに発注業務全

体を頼む、いわゆるCMみたいなことをやらせて、そいく傾向は確かにあります。設計者がきちっと自分たちの信念で、直接施主にちゃんと話をしていくというシステムが崩壊しているという感じですね。例の総研みたいなものがまさにそのコンサルタントとして間に入っているんですね。ああいうことが非常に健全にいけばいいんですけれども、非常に悪い方向に行く可能性もあるというふうに我々は見ています。

巽座長 それでは、金箱さんお願いします。

金箱構造設計事務所 1番目の質問は、設計事務所でしょうか。

嶌委員 はい。

金箱構造設計事務所 それは今藤本さんがおっしゃいましたけれども、小さいところだとなかなか難しいと思いますが、基本的には、設計をチェックするのは、人がダブルでやるか、あるいは個人の中でいろいろな角度からチェックするかという形でいろいろあるのだと思っております。特に最近問題になっていますのは、コンピュータを使って計算が自動的に出てくると。それに対して何らかの別の方法でチェックをするという意味の手法としてのダブルチェックということであれば、組織の小さなところでもできると思いますし、私が申し上げたのも、そういう意味でやれるのではないかということです。ただ、現実にできているかというと、できていないところもあるかと思います。

それから2つ目の圧力というお話なんですが、今回のケースは2つの点で特殊だと思うんですが、1つ目は、通常建築というのは、建築主が設計者を選びます。そうすると、設計者は建築主のサイドに立って、建築主の希望する設計をして、現場が始まると、建築主の代わりに施工者の工事を見るわけですね。ところが、今回の場合は、逆に、木村建設というところの施工会社のほうが先にあって、そこから設計事務所に設計が流れていますから、設計者というのは、基本的に施工側に取り込まれているわけですね。そこが1つは違うので、通常の場合よりも設計者としては圧力はかけられやすい状況にあったのではないかと思います。

2つ目が、これはマンションというものの特殊性なんですが、通常、建物の建築主は、普通の場合は、自分で建てて自分で使うわけですね。ところが、マンションの場合は、建築主が建てて売ってしまいますので、私たちが例えば建築主にどういうふうにつくりましょうかと言ったときに「基準法ぎりぎりでいいよ」と建築主が言うと、そのとおりにつくりますね。それを売ってしまえば、実際のユーザーと最初に建てた建築主が違うということがありますので、これは何か建築をつくるシステムというよりも、マンションという事業者と購入者がいるという場合には、もう少し特殊な仕組みがないといけないのではないかという気がしております。

それから3つ目のコンサルタントの話ですが、これもコンサルタントが建築主に付いているわけですね。ところが、今回の場合は、コンサルタントが建築主側に付いているような振りをして、施工者、設計事務所と一体になって、そこで偽装をしているわけなので、これに関しては、建築主も賢くなってもらわないといけないのではないかと私は思います。特に、今まで建物といいますと、外観とか間取りとか、そういうことは一般の方はわかるんですが、構造の問題、耐震の問題とかなかなかわからないと思いますので、そういうことに対して、どういうふうに建築主のほうでも見分けるかと、そういう信頼できる専門家をどうやって求めるかというようなことを、社会全体としてそういうふうに考えていかな

ければいけないんじゃないかと思っております。

それから4番目の安全基準の問題ですが、この安全というものは、2つの組み合わせで考えないといけないと思います。1つは、建物に働く力の大きさですね。もう一つが、そのときに建物がどういう状態なのかということを考えなければいけないと思っておりまして。震度は、一般の方に一番わかりやすい表現をしておりまして、建築基準法では震度という言葉を使いません。なので、建物に対してどれくらいのパーセンテージの水平力がかかりますというようなやり方をしておりますので、これは表現としては、いろいろな表現があります。ただ、一番問題だと思っていますのは、ある力のときに、建物が全くどこも損傷しない状態があります。それから、もう少し大きな力になると、ある程度いろいろなところが障害が出てくるけれども、命には別状ないような状態があるということの組み合わせで本来は安全というものは考えていかなければいけないと思っているんですが、その部分が、今一般の社会にはなかなか伝わっていなくて、建築基準法なら、関東大地震が来てもビクともしない、安全だとかという、その実際の状態が正しく伝わっていないというところが問題で、これは私ども専門家にも問題があると思っておりますが、そこの部分をもう少しきちっと世の中全体で考えていくべきだと考えております。

異座長 ありがとうございました。かなり詳しいご説明をいただきました。 それでは、ほかの委員の方から。

穐山委員 それでは私から 2 点。 1 つは、建築確認申請の現在の審査機関については、 皆様方はどういうふうに思われているか、それをお聞きしたいということ。

もう一つ、現在マンションを俗に「青田売り」という売り方をされています。要するに、 建築確認申請をして、下りた。とたんに分譲を始める。極端な言い方をすれば、まだ工事 にもかかってないのに分譲を始めるというような状況が見られます。今回のような場合、 そうしますと、中間検査、完了検査も終わってない段階でどんどん売られるということは、 その分だけ被害が拡大するという可能性があるわけですね。こういったことについて皆さ ん方はどういうふうに思われているのか、そのへんのところをちょっとお聞かせいただき たいと思います。

巽座長 これは、どなたに?

穐山委員 皆さんに。

巽座長 それでは、時間の関係もございますので、ひとつ簡潔に一言ずつお願いしたいと思います。この問題は、特にそちらから伺いましょうか。大京さんから伺いましょう。

大京 審査機関の件ですけれども、先ほど申し上げたように、民間で私どもはほとんど 対応していますが、以前と比べますと、非常に審査期間がスピーディーになり、民間開放 の前の約半分の期間でできています。これは非常に事業的には大きなメリットでございます。審査機関の内容的には、ばらつきはあると思いますけれども、私どもが主にお願いしたところについては、信頼できるという認識を持っています。ですから、現状については、一部問題のあるところもあるでしょうが、民間のメリットもかなり出ているというふうに認識しています。これが1点目でございます。

2点目の「青田売り」につきましては、これは販売の制度の問題でございまして、全部 完成してからものを売るというスタイルがいいかどうかということで、商品の保全の問題 だと思うんですね。これにつきましては、別の角度の検討も要ると思いますが、そこさえ きちっとできていれば、特に大きな問題はここでは起こってないはずなので、十分に責任を持って検査機関が確認する制度が機能することと、それから設計事務所なりゼネコンさんと私どもが、それぞれ品質管理について注力をしてやっていますので、そういう中では問題が起こりにくいというふうに、全体的には認識をしております。制度的な問題については、一部検討すべきものはあると思いますけれども。

穐山委員 大京さんは、現在はどういう売り方をされていますか。

大京 売るタイミングでございますか。

穐山委員 ええ。

大京 ものによって違いますが、着工後、工事中に売るケースが増えてきております。 巽座長 あとは、一つずつ大成さんは何かございますか。

大成建設 特につけ加えることはないと思いますが、マンションの「青田売り」の件に関しては、図面が確定している段階、もしくはモデルルームがちゃんとできている段階ということであれば、売るにはやぶさかではないのかなと。あとは、いかにそのとおりにつくるかという検査の仕組みではないかと思っております。

巽座長 金箱さんは何かございますか。

金箱構造設計事務所 1番の質問ですが、私のきょうの回答書の4ページの2の現行検査システムの改善点の1)に、審査員の能力と審査方法と書いてございまして。それがたぶん答えになると思うんですが、現状では、質の高い構造の審査をするという人は足りない状況にあるのではないかと思います。

2番に関しては、これは制度の問題ですが、先ほど言いましたように、普通の例えば一戸建てと違うというのは、設計者とか施工者を選べないということだろうと思いますので、これから、例えばマンションをお買いになる人はどうすればいいかというと、やはり設計者はどういう人か、施工者はどういう人かということを選べるようにするか、あるいは全くもう建物ができてから販売するような方向にしてしまうのかというようなことが解決方法になるかと思います。

現代計画研究所 我々の感じではこういうふうに解釈しています。「青田売り」はそもそもおかしいということで、確認申請を取った後でないと、これは宣伝はできないことになっていると思います。だから、確認を取ってないうちに、いろいろなパンフレットをつくって、こういうのをやりますとかそういうものを消費者に回すと、青田売りとして違反になると我々は理解しております。

ただ、我々がもう一つそこで困っているのは、居住者参加型の家づくりが結構あって、そういう人たちを先に集めなければならないときに、大体こんな格好でやりたいけど、集まりませんかと、それ自体もひっかかる可能性があるんですね。公的機関ならいいとか、いろいろなちょっとあれがあるんですけれども、これが制度にひっかかると、そういうことは現状としてできなくなります。それは結構さされたりして、そういうことをちょっとホームページなんかでそれらしい感じをやると、バシッと……。たぶん青田売りのことについては、かなり神経を尖らしてなっているんじゃないかと私は理解しています。

井出委員 3 つあるんですが、3 つ一遍に言ってお答えいただくよりはと思いますので、 一つずつでよろしゅうございますか。

巽座長 かまいません。

井出委員 この前もちょっとお尋ねしたいことがあったんですが、1件当たりの設計費用のことなんですが、藤本さんが、欧米に比べて極端に安いと。先ほども十数倍違うというようなお話がございましたけれども......

現代計画研究所 設計料の話ではなくて、確認量ですね。

井出委員 じゃあ、設計の費用はそんなに違わないんですか。

現代計画研究所 設計料も安いですよ。

井出委員 どれぐらい違うんですか。それを聞きたいんです。

現代計画研究所 これこそ千差万別で、すごいピンからキリまであるんじゃないですかね。我々はちゃんと出してくださいという運動をしていますけれども、今のような状況になると、それこそ「もう役者を変えてもいいよ」というような言い方をするぐらいの方はいらっしゃいますからね。「そんな高いところには頼まないよ。そんないいものをつくらなくてもいいよ」と言うような施主さんもたくさんいますから、我々はすぐはねられちゃう。そういう意味で圧力に負けちゃうというところなんですけれども、設計料は一応社会的基準というものはあるんですよ。国のルールでやれば、このぐらい人がかかると。マンパワーとしてかかるんだから幾らぐらいかかるというのは一応出てくるんです。だから、営繕とか公共機関がそれをちゃんと守っているところはいいんですけど、これも結構いろいろな係数がかかったりして、結構安い場合が少なくない。入札なんかやったら、これは大変なことになります。建設工事なんていうものじゃなくて、設計料というのは歯止めがないんです。ロアーリミットというのが建設費にはあるんですけれども、設計のほうはそれもなしで、5000万でも800円でやれなんていう信じられない事件も起きるぐらい、相当危ないことになっていますね。

井出委員 ありがとうございました。

では、金箱さんは、それを12名抱えて、構造設計を専門にしていらっしゃって、経営ができるんですか。

金箱構造設計事務所 一応今のところしてきておりますけれども。決して高くはないという感じは持っておりますけれども。

井出委員 それは大成さんとか大京の場合には、トータルコストの中でそれをうまくあれするということなんでしょうね。だから、その設計費用をある一定の価格でどこでもやるということになれば、最低の価格が決まったりすれば、それは当然今の価格より全体の売り価格というものが高くなるということになるわけでしょう。当然そうですよね。そうでもないですか。

巽座長 今のお話は、大成さん、設計施工でやった場合、設計料というのは特に取られませんですね。

大成建設 最近では、設計と施工をちゃんと分けて契約をしろというふうな指導を受けておりまして、その点をはっきりさせるようにはしているつもりなんですが、発注者から見ると、大体一体でということになりましてね。それを私どもの社内の仕組みで、設計部門がかわいそうですから、私どもの社内の仕組みに従って設計に投げていると。それで設計部門は何とかメシを食えるようにしているという状態でございます。

井出委員 ありがとうございました。

大京さんは頷いていらっしゃいますので、これは外しまして、2点目なんですが。先ほ

ど金箱さんから、専門家なら図面を見ればわかるというふうなお話がございましたね。そうだとすると、たまたま一昨日か何か、私どものところに社会資本整備審議会の建築分科会の制度部会が1月10日に会議室であれしたものが回ってまいりましたが、それで、全部の確認機関の調査のあれを国から出したときに、ほとんどのところが見抜けなかったというふうなレポートがあるんですけれども、そうだとすると、そこのギャップはどういうところに……。つまり、これは見てなかったと、実際はザルだったというふうに思ったほうがよろしいんでしょうか。節穴だったというのは、そのへんはどうなんですか。

金箱構造設計事務所 お答えいたしますが、それは、図面をパッと見て瞬時にわかるというふうに私が申し上げたわけではなくて、疑問を感じるかどうかというのはそこであると思います。

井出委員 現場に足を運ぶということですね。

金箱構造設計事務所 それから、計算書類を見ていくわけですね。なぜ、こんなに発見 できなかったということなんですが、それも私の今日の資料の4ページの現状の問題点の 2)で書いてございますが、見抜けないというのは、ほとんどそれは「認定プログラム制 度」という計算制度を使ったものだというふうに理解しております。これは、要するにコ ンピュータで構造計算のほとんどをやってしまいますので、最初にあるデータを入れると、 結果どういう断面でどういう形かというのが出てくるわけですね。この中間の部分が認定 されているものだと必ず正しい答えが出てくると。ですから、認定プログラムを使ってい ると言った時点で審査するならば、中身はもう正しいと思っていますから、インプットデ ータが本当の図面と合っているかどうかといいますと、出てきた結果が図面と合っている というふうになっていると、その中間のところのチェックをやらないという習慣で見てい るわけですね。ですから、そういう意味で私はこの「認定プログラム制度」が問題ではな いかというふうに、今日申し上げたのはそういうことで、一番最初に申し上げましたよう に、私たちが設計する場合は、必ずコンピュータを使わないで、大体どのような構造体に なるかということをあらかじめ想定しておいて、それからコンピュータを使って計算しま すので、最後に出てきた結果が通常と違うということになりますと、そこでチェックでき るんですね。ですから、そういう目で逆に今度チェックするという仕方をすれば、大体の ものは判別できるのではないかと思います。ですから、認定プログラムを使いますと、最 初から正しいということで、ちょっとチェックがおろそかになる可能性が高いだろうとい うふうに理解をしております。

井出委員 藤本さんは、それでよろしいですか。

現代計画研究所 私は、元請からすると概算というかチェックするわけですね、大丈夫かどうか。どうしたらいいかわからないけど、おかしいなということがわかるんじゃないですか。つまり、概算ができない専門家というのは僕はあり得ないと思っているので、そのぐらいの見当は設計者側でもある程度出来ると思います。今度もおかしいのは、おかしいなと思って、もう一遍確認したんだけど見抜けなかったというのは、僕はほとんど信じられないんです。やっぱり全く見てなかったんじゃないでしょうか。

井出委員 ありがとうございます。

結局、木村だけじゃなくて、姉歯がかかわって施工した業者もグルだったということになるんですね。

では、3番目なんですが、これは4者にお答えいただきたいんですが。これは金箱さんの資料の5ページの後段に「構造設計者が先に告発されたことに疑問を感じます。第一義的な設計責任は申請した建築士ではないのでしょうか。」というのがありますが、これについては、それぞれどういうふうにお感じになっていますか。金箱さんはもちろん結構ですが、藤本さん、大成さん、大京さん、それぞれお答えいただきたいと思います。

現代計画研究所 最初に告発されるべきは設計事務所だということですよね。だから元請ですよね。当然そこから出ているので、その後ろにいる人は、一応設計事務所のチームの中の一員ですから、やっぱり元請がまず当然どうしていくかということに責任取っていかなければならない。元請になっているということが、当然非常に

大事なことですから、ここからチェックが入るというのは当然だというふうに考えます。

大成建設 同じ意見でいいと思います。責任者は申請書類に判子を押したいわゆる元請の設計者だろうと思いますので、その人が責任を取るべきだし、当然それに関与した構造設計者と併せて処分を受けるべきだと思います。

大京 私どもはお願いする立場なんですけれども、基本的には元請さんと設計の契約を いたしますので、第一義的には元請が責任を取るべきだと考えます。

野城委員 もう時間がないと思うので、必要であれば、また後日詳しくご回答いただければと思います。3つございまして。1つは、皆様の今日のお話から、この調査委員会の大事なことは、建築基準法と確認によって、建築構造安全性というものが必要十分に担保されるわけではなくて、法で担保する部分と、また、建築主あるいは設計者が自らの責任において担保すべき部分があるというように私は今日のお話を承ったんですけれども、それにご異論があれば口頭で、もしなければ、それぞれ法で担保する部分と、それぞれの設計者の設計行為として責任を持つべき部分がどこにあるかということについては、大変恐縮ですが、後日また、お考えを教えていただけたらと思います。

それと2つ目は、特に消費者の方からご覧になると、例えば構造設計されたのがどなたであるか、あるいは設計された方はどなたであって、それはどういう職能団体に、例えば建築士会とか、構造技術者協会とかということをもし表示されているようなことが一般化していれば、今回のような事件が抑止できたかどうかということについて、また、これもお考えを教えていただけたらと思います。その際には、例えば一般の方からすると、じゃあ建築士会全体の方がちゃんと倫理を持っているかということで大変不安になりますので、それについて、例えば除名処置を含めて、そういう気持ちがあるかどうかということも、今日ご回答いただく時間がないと思いますので、また後日教えていただきたいと思います。

それと3つ目は、これは大変な国民的な誤解があると思うんですが、どう考えても、施工の立場として大成の方に教えていただきたいと思いますけれども、鉄筋をあれほど抜いても、さほど材工費そのものを見ていると、そう劇的に安くなるわけではない。考えてみると、結局は、多少工期は早くなっていく。それが間接費を減らしていくし、専門工事業者の方に対する支払条件も現金に近くなっていくと、ますます厳しく値引きを迫ることができるという意味では、むしろ本質はプロジェクトの期間を短くしていくことによる間接費の削減効果が大きかったんじゃないかというふうに、事実関係としてはわかりませんけど、そういうふうに想像しておりますけれども、その想像が正しいかどうか。また、事実関係が不明なところがございますけれども、ぜひ後日教えていただきたいと思います。一

応今日、先ほどの話についてご異論があるかどうかだけ伺って、あとは大変恐縮ながら後日教えていただければと思います。

巽座長 ほとんど後で文書でお出しいただいたらよろしいですか。

野城委員 1点目だけはちょっと……。つまり、建築基準法が守っているのは必要条件、構造安全性となっております必要条件を満たしているだけで、決して必要十分条件を満たしているわけではなくて、その十分条件を満たすためには、設計者、建築士の責任があるという理解でいいかどうか。ご異論があれば、それだけちょっと今日教えていただきたい。もしなければ、もう後日詳しく伺えればと思っております。

巽座長 今の点で、何かございますか。

現代計画研究所 我々建築士の側からすると、業法専権だということで守られているんですよね。だから、基本的には建築士が基準法にちゃんと合ったぐらいのハードルを超えているという責任は建築士にはあるんですよ。意識的にありますよ。確認検査機関は、ダブルチェックとして入っているということでやっているわけで、ここの役割はそこのところのダブルチェックをしてほしいということですから、気持ちとしては、建築士が全責任を負うというぐらいでやらないとどうにもならないですよ。だから、姉歯のような問題は、全くこれはそういう機能からしたら外れちゃうわけですから、ああいうふうに犯罪的にやられると、士会としてそれを取り締まれというわけにはいかないんで、我々としては、ちゃんとした建築士をなるべく世の中に明示して選んでいただくようにしようということしか社会的にはできないと思います。

山田委員 金箱さんにお願いしたいんですけれども、資料3のペーパーの1ページ目の一番上のほうに「構造設計の実務経験を積んだ設計者であれば」とありますね。この実務経験というのはどういう意味なんですか。つまり、比較的机上の作業の経験を積んでいったそういう経験者という意味なのか、現場を踏まえてきたという意味なのか。それをまずちょっとどちらでしょうか。

金箱構造設計事務所 これは理想的に申し上げますと、設計をして、その設計したものが、現場でどういうふうにつくり上げられていくかということを、我々の言葉で言うと検査ということですが、現場を見つつ、経験を積むということが望ましいと思いますが。ペーパー上だけの設計でも、ここに書いてあるような実務経験を積むということは可能だとは思います。ここに書いた意味は、法規がいろいろ書いてありますが、法規だけでは設計はできないのです。法規以外のいろいろな判断をしなければいけないということがありますので、そういう判断経験を積むという意味で書いてあります。

山田委員 そうしますと、金箱さんのところにそういう方が何%、100人のうち何人 ぐらいいらっしゃるかということも、それもそうなんですが、金箱さんのところだけをお 聞きするのではなくて、社会一般的にそういった人たちがどの程度いるものなのかという ことが重要かと思うんですね。そこで、大体ここにおっしゃっている実務経験を積んだ設計者という人たちは、100人のうちの何人ぐらいだったら合格だと見られる社会状況にあるのかという点はいかがでしょうか。

金箱構造設計事務所 一級建築士が今27万人おりますが、その中で構造設計を専門に やっている人の数は大体1万人だというふうにいわれております。それが1つの目安にな るのではないかと思います。 さらに、今日ちょっと資料も付けておりますが、日本は日本建築構造技術者協会に所属 しておりますが、そこでは特殊資格ではございますが、建築構造士という資格をつくって おりまして、そこは今2,500名の建築構造士という自主資格を持っているという人が、 人数的にはそんな感じです。

山田委員 もう一遍すみません。その次の に「構造設計は最初の構造計画から行いますが、この段階では手計算によって検討する」とありますね。これも金箱さんの事務所ではわかりましたが、一般的に構造設計事務所では、このような手計算を行っていることが一般的と見てよろしいでしょうか。他社はわからないということではなくて、業界ですから、相応のことはおわかりだろうと思いますので、お答えいただけたらと思います。

金箱構造設計事務所 パーセンテージで言うことはちょっと難しいと思いますけれども。これは私のところだけでやっているということではなくて、わりと一般的にやっていまして。とにかくコンピュータに入れる前にも、あらかじめどのような断面というのを決めないと、コンピュータの入力データもつくれませんので、その時点で手計算というここに書いてあるような方法を取るか、あるいは今までの統計的といいますか、経験的に大体このぐらいの建物であればこのぐらいの断面になるというあらかじめ概略の想定をしてから、どんどん検討を始めるということは行なうと思います。ですから、これは先ほど申し上げた構造設計を専門にやっているというところであれば、手法は違うかもしれませんが、そういう方法は取っていると思っております。

巽座長 ちょっとお時間がもうオーバーしておりますので、簡単にお願いします。

和田委員 金箱先生の事務所は全くそんなことないですし、金箱先生はきちんとしておられますが、色々な構造設計者がいます。最初に仮に決めた骨組みモデルをパソコンに入れてから、あまりにも法律できめ細かくルールに制限があります関係で、コンピュータがOKを出すまで、パソコンゲームをやるみたいにして、こうしたら、ああしたらとデータを変更します。それでコンピュータを無事パスすると設計が終了というような方法を毎日やっているような人がいます。通要するに、無資格で意匠事務所のアルバイトとして、かなりひどい設計を行っています。ですから、非常に細かく書けば書くほど、プログラムをつくればつくるほどいろいろ悪くなると思っていただけたらいいと思います。

異座長 ありがとうございます。まだまだご意見を伺いたいと思うんですけれども、これはまだ第1議題でございまして、まだあとに議題がございますので、恐縮ですが、後に議論を移させていただきたいと思います。今日はとりわけ貴重な詳細なご意見をいただきまして、皆さんのご協力のおかげでございます。議題1につきまして、ここまでとさせていただきたいと思います。

株式会社現代計画研究所、有限会社金箱構造設計事務所、大成建設株式会社、株式会社 大京の皆様方は、本日大変お忙しい中、当委員会にご出席いただきまして、貴重なご意見 をいただきました。大変ありがとうございました。これで退席していただいて結構でござ います。どうもありがとうございました。ご苦労様でございました。

(ヒアリング対象者退席)

巽座長 それでは、次の議題に移らせていただきます。

「マンション住民からの要望」に移りたいと思います。前回の委員会で、穐山委員から ヒアリング対象者にマンション住民を入れるべきだというご意見がございました。もっと もご意見でございますが、一方でスケジュールが厳しい中、どのように扱うかにつきまして穐山委員とご相談したわけでございます。その結果、NPO法人全国マンション管理組合連合会で取りまとめられました「構造計算書偽装問題に関する要望書」及び「構造計算書偽装問題にかかる意見」について委員会の場で説明したいということでございましたので、そのようにさせていただきたいと思います。

また、先日設置いたしました情報提供受付窓口に、直接の被害者であるマンション住民から意見等が寄せられているようでございますので、これらの情報も活用して本委員会の取りまとめを行いたいと考えております。

それでは、穐山委員からご説明をお願いします。

穐山委員 貴重な時間をいただきまして、ありがとうございます。私どもNPO全国マンション管理組合連合会は、資料6-1の3ページ以降に17団体からございますので、ご覧いただければと思います。北海道から九州までのそれぞれマンション管理組合の地域の団体が加入いたしておる次第でございます。

役員会等で、いろいろ今回の事件に関しまして検討しました結果、12月20日付けで 北側国土交通大臣に要望書を提出し、さらにその後、役員会でいろいろ検討をした結果、 1月16日付けで当委員会宛てに「構造計算書偽装問題に関する意見」を出させていただ きました。これ両方含めての説明をさせていただきたいと思います。項目としましては3 点ございます。被害者救済とマンションの建物構造総点検、3つ目が、確認検査制度の改 善でございます。これにつきまして、時間もございませんので、できるだけ簡単に説明さ せていただきます。

まず、被害者救済につきましては、11年前の阪神淡路大震災で建て替えたときに、二重ローンが残っておりまして、これはいまだに解決してないわけでございます。今回の場合も、建て替えをした場合には、この二重ローンが残る可能性があります。被害者にとっては非常に厳しい状況になるわけでございまして、11年たっても同じような形で解決できないのかというのが、私どもの気持ちでございまして、何とかならないかということでございます。幸い、今回のは天災じゃなくて人災でございますので、まず、私どもが最初に考えましたのは、販売者、つまり分譲業者が買い戻しをすること。買い戻しをしていただければ、ローンは残りませんので、後どうするかは、それぞれの方々が検討をすればいいことでございますので、そういうふうにしていただきたいというのが1つでございます。

が、しかし、これもなかなか今の状況からすると難しいのではないかということがございまして、さらに役員会等で検討をしました結果、これが資料6 - 2の1の「被害区分所有者救済の方策」でございますが、独特のというか、突拍子もないと言われるかもしれませんが、1つは、まず住宅、建物がだめだということは、担保力がなくなったということでございますので、本来ならばローンを融資した銀行が、担保力不足でもってこれが解約物件になるのではないか。あるいは積み増しということでしょうけれども、それもできないものですから、解約条件になるのではないかということで、ローン契約を破棄すると。ここにかっこ書きで書いていますけれども、金融機関は数兆円の公的資金を投入することによって救われたじゃないですか。この際、社会的に何らかのお返しをするようなことを考えていただいてもいいんじゃないですかというのが1つなんですが。ただし、お金を返してもらいたいということもあるでしょうから、それをどうするかというのをちょっと申

し上げますが。これによりましてローンがなくなりますので、ここで金銭消費貸借契約がなくなるということでございますから、今度は購入者が売買契約を解除して、そして、分譲業者にお返ししましょうと、こういうことになります。そして、金融業者は、購入者に貸し付けた金額の返還を、本来は購入者に返すわけですけれども、そちらに返さないで、金融機関にお返ししていただければいいのではないかということでございます。そして、購入者は、今度は登記を解除して、一回分譲業者に返しますので、その際に、慰謝料及び損害賠償請求をすると。そういうような形にならないものかと。そして、最終的に分譲業者は、金融機関から購入者に貸し付けた金額を金融機関に返還すると。そして、購入者に対しての慰謝料と損害賠償金を支払う。こういう形で、そして、家を失った方々については、国及び地方自治体が、何らかの支援をするということで、ここに住宅の確保・移転等の費用ということをいっておりますが、こういったことをしていただくのが、私どもが考えだしたものでございます。

それから2番目のマンションの総点検につきましては、国土交通省で、耐震改修促進策を現在考えられて、来年度からこれを精力的にやられるようですので、これをさらに具体的に実施していただければ非常にありがたい。追加的な予算も組まれているようでございますので、よろしくお願いしたいと思っております。

3つ目が確認検査制度についてでございますが、これにつきまして細かくお話しすると時間がありませんので、抜本的にちょっと申し上げたいんですが。確認検査機関の資格基準、業務内容等の見直し、中間検査の義務化、施工の忠実性のチェック、建築士の資格向上と人員確保、これは建築士だけではなくて、検査確認のほうも同様と思っております。それから、設計図書等の保存期間の延長、罰則の強化、こういった面について今後いろいると検討をしていただきたいということでございます。

そして最後に、追加として私どもで考えましたのが、今の状況からしまして、こういう 経緯が起きたときに、被害者である購入者が救われない状況が起きておりますので、これ を何とかしなければいけないんじゃないかということで、これまでは保険制度で何とかカ バーできないかとか、そういうようなものがあるようでございますけれども、それ以外に 何か考えられないかということで、資料 6 - 2 の 3 番で「保証基金制度の設置」を考えて みました。これは、今回のような問題が発生したときに、被害者が確実に救済されるよう な保証制度を設けることというのが必要ではないかということでございます。建物の瑕疵 や欠陥の補修なのか、今回のような建物を解体する必要のあるときに、被害を受ける購入者は、現在の制度では救済されない。一時的に何らかの対策はつけられております。公金 解体とか、あるいは建て直しとかいろいろ言われておりますが、そういったようなものも 事前にこういうような形で何とかならないのかということでございます。そこで、社会制度として、保証基金制度を設け、その基金は、マンションを販売する不動産業者や、同じく建設に携わるゼネコンなどが負担して、購入者が安心してマンションを購入できるようにするためのということでこういうものを考えていただけないものかということでございます。

これを急ぎますと、どういうようなシステムにするのかと言われても、私どもはまだ細かいところまでは思い当たらないんですが、例えば分譲価格とか、あるいはこれらの個人住宅も全部含めてということになると思いますが、そういうものも含めて、建物価格の

何%とか、何かそういうような形で分譲する際に積立をしていって、将来のためにそれに 充てるというようなことは考えられないものかということでいろいろ検討した結果、お願 いしたほうがいいのではないかということで出てきた案でございます。

以上、非常に簡単でございますけれども、私ども消費者側、ユーザー側として、何としても一番大きな商品であるものが、保証されてないというのはどうしてなんだろうというものがございます。自動車でも何でも、リコールとかそういうことで、不具合があれば、全部きちんと対応しているのに、住宅についてはそれがない。現実には多少あります。マンションにつきましては、アフターサービス制度というのが実際にありますけれども、それ以上のものがないわけですね。そういうものが何とかならないものなのかということでございます。

以上でございます。

異座長 ありがとうございました。ただいまご説明いただきました「マンション住民からの要望」の内容につきましては、本委員会の取りまとめに向けた検討に活用させていただくことにいたします。

それでは、第3番目の議題でございますが、「情報提供受付窓口について」に移りたいと思います。窓口の設置については、前回の委員会において、私から提案させていただきまして、皆様からご同意をいただいたところですが、本日は、情報提供窓口の状況について事務局からご報告させていただきます。よろしくお願いします。

高橋政策統括官付 それでは、資料7に基づきましてご報告をさせていただきます。

最初に、窓口の開設でございますが、前回12月26日のご審議を踏まえまして、翌々日の28日から開設をしております。これまでの提供件数でございますが、昨日の1月17日の21時現在で90件となっております。ほとんどがメールによるものでございますが、1月5日から専用の電話窓口も開設しておりまして、それによるものが10件となっております。これらの取り扱いにつきましては、座長ともご相談をいたしまして、委員会の検討に資すると考えられるものについて、プライバシー保護の観点等から一定の整理を事務局で行いまして、60件を本日の資料として作成をしております。資料の2ページ以降に「意見の概要」といたしまして、項目別に抜粋した主な意見を整理しております。また、7ページ以降には、意見の内容をなるべく原文のままで掲載をしております。いただいた情報は、匿名のものもございますが、例えば特定行政庁で建築主事として実際に確認事務を行っているという方の意見もございます。資料11ページの 26がそれでございます。また、構造計算書が偽装されたマンションに居住されている方からも3件提供をいただいております。資料7ページの 1、20ページの 48、23ページの 55がそれに該当するものでございます。

きょうは時間がございませんので、意見の内容についてご説明する余裕がございませんが、被害マンションの居住者からの意見ということで、少しご紹介をさせていただきますと、資料5ページの分譲マンションの購入というところで、1番目の意見でございますが。マンションの購入前に一級建築士に構造計算書を見てもらい、構造に問題なしという回答をもらっておりますと、世間では「専門家に見てもらえば、一目でわかったのに」と言われているが、実際には専門家も見つけることができませんでしたという意見がございます。また、6ページの上から2行目ですが。被害マンションにお住まいの方の意見で、今回の

事件については、売り主、施工者、設計者、建築確認をした自治体、また、優良物件と判断した住宅金融公庫に責任があり、住民には責任はないというご意見がございました。時間の関係で意見の概要は以上でございますが、これらの90件寄せられた情報のうち、この資料に掲載したもの以外で、個別案件の通報の可能性があるものにつきましては、国土交通省の意見の窓口でありますホットライフステーションを経由してそれぞれの担当課で対応をお願いしているところでございます。また、寄せられましたすべての情報につきましては、委員の皆様にご覧いただけるよう事務局で原本を保管しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

巽座長 ありがとうございました。

それでは、最後の議題に移らせていただきます。「今後の進め方」についてでございます。

これまで3回にわたりまして、今日を含めまして、国、特定行政庁、指定確認検査機関、関係業界からヒアリングを行ってまいりました。また、住民からの要望や意見も寄せられておりますし、情報提供受付窓口にもいろいろと情報やご意見をいただいております。これらを踏まえまして、今後の検討方針について皆様のご意見をいただいて、検討を進めたいと存じます。

まず、資料8をご覧いただきたいんですが、これは、私が勝手にこういう取りまとめの方向を考えたわけでございますが、2つ大きくテーマを分けました。1つは「建築規制制度等について」でございます。それと2番目に「行政対応のあり方について」、この大きく2つのテーマが考えられるんじゃないかと思いました。このテーマについて少し皆さんのご意見を伺いたいんですが。

この委員会は、冒頭に第1回のときの大臣のご挨拶にございましたように、幅広い検討が期待されておりまして、これまでも建築規制制度や建築士の制度などについてのご意見なども活発になされておりますが、「建築規制制度等」に関しましては、現在、社会資本整備審議会建築分科会で基本制度部会を設けて、審議を進められておりまして、2月中にも中間取りまとめをすると聞いております。

つきましては、本委員会におきましては、制度に係る問題点や改善のポイント等を取りまとめ、審議会においてきちんとこれを受けとめていただくことが必要であると考えておるところでありまして、次回の第4回でございますが、この委員会1月30日に予定しております。この1月30日の第4回委員会では、少なくとも制度に関することについて中間取りまとめを行いたいと考えております。

一方、本委員会は、こうした制度の問題に留まらず、建築行政における緊急対応のあり方の調査検討を任務としておりますので、資料9の各委員の皆さんからのご意見も参考にいたしながら、幅広くご議論をいただきたいというように考えております。それでは、資料8の検討テーマについて、私のメモのようなものがございます。これについて皆さんのご意見を少し頂戴させていただければと思います。

和田委員 そういうことで含まれているのかもしれませんけれども、ピアーチェック、専門家でなくては見られないんじゃないかという話題は、1番のところでよろしいでしょうか。それとも2番のところで。

巽座長 基本的には、1番の規制制度の中に入ってくると思います。

和田委員 それから、コンピュータのプログラムを大臣が認定しているからこういうことが起きたというようなことがあると思うので、そのへんの30年前には新しい機械でできる人たちだけが使っていたものが、今は一般に裾野が広がってしまったことによって生まれた弊害もあると思うのですが、そのへんのことは、大臣がそういうものの認定をこれからも続けるのかどうかというようなことがテーマとして大事だと思うんですけど、この中のどこに入るのでしょうか。

異座長 これは、やはり確認検査制度の問題じゃないかと思いますので、そこに入って くると思います。

和田委員 では、それについているいろなシステム計算で再計算すればいいというようなお答えが出ていますが、さっき金箱先生からも、それでは本当のチェックにはならないからやめたほうがいいという、そのへんも含めて、コンピュータプログラムが広がったことによる問題点をぜひやっていただきたいと思うんですけれども。

巽座長 はい。

どんどんとご意見を出していただいて、私がそれを入れまして、検討したいと思います ので、どうぞ、いちいちお答えいたしませんけれども、よろしくお願いします。

井出委員 先生の基本的な考え方は、これで私も賛成でございます。ただ、先ほど先生もおっしゃっていますが、これをたまたま皆さんもご覧いただいていると思いますが、配付されてきた基本制度部会が、随分この制度問題についてはいろいろと突っ込んだ話をしているから、これを二重にすることは、時間的にもあんまり効率がよくないと思います。ただ、今、和田先生がおっしゃったように、私も、このプログラムについてはもっと突っ込みたいなと思いますので、制度ということと離れてかどうかわかりませんが、もう少しこれの今後のこと、それからこれが導入された経緯なんかについて、もう少し精密なチェックが必要かなと思いますので、これはぜひしたいと思います。

小谷委員 私のほうは、ぜひ中間検査ということも項目に入れていただきたい。これは 建築確認とは違う行為かと思いますので。それから、今もご指摘がありましたけれども、 ぜひ、プログラムの認定制度は建築基準法の中でどういう位置づけにあるのかを取り上げ ていただきたい。建築基準法とは外のところで考えるべき問題ではないかと個人的に考え ます

山田委員 中間検査ということに関連してなんですけれども、品確法との兼ね合いになるかと思うんですね。品確法を義務づけるという、今は任意で行われているわけですが、そういったことも検討して、さっきの機関のほうでさらに詳しく検討をしていただくというふうに投げかけるというのがあるのではないかなと思っております。

野城委員 1、2がありますけれども、1がすでに審議会のほうで進んでいる議題もありますけれども、そもそも昭和25年に警視庁所管の市街地建築法を戦後民主主義の中で建築基準法をつくり、そこで、当時概念がなかった建築士というプロフェッションをつくったという二頭立てで来ている枠組みだけはずっとありながら、その後、付加的にいろいろな制度を、今ご指摘のような中間検査を入れてきたために見失っている部分が大変私はあるかと思いますので、審議会が緊急的に制度をある意味では変えているとすれば、そもそもそういった、まず1つは、建築士法で、あるいは生産の本来の人たちが自主的に担保

すべき、別個に担保すべき部分と、こういった法規制で担保すべきものはどこかと。インターフェースはむしろここでしっかりやらないと、審議会に残されても、議論ができないんじゃないかなと思いますので、ぜひ入れたいというのが1つです。

それはともう一つは、民間への委任についても、私は大原則としては、やはり民間の活用をしていくことしかでき得ないと思っておりますが。ただ、民間の委任のあり方の前提条件について、6年前少し拙速にした部分があったのではないか。そこをやはりうちの中で論点として挙げておくべきだろうと思います。

巽座長 ほかにございませんか。

嶌委員 消費者保護というところですけれども、今日の意見も聴いて取ると、安全というのは何なのかということで基準がよくわからないですね。だから、もう少し消費者にわかりやすいような、震度とかいろいろな基準がありますけれども、そういうのをもう少しわかりやすく公表できないかというのが1つですね。

それから、今、マンションの管理組合から、事故が起きたときの国とか金融機関とかいるいるなところの補償の仕方が出ていますけれども、これは被害者だけじゃなくて、世論はどう見ているのかという問題も非常に大きいと思うんですよね。そういう意味で言うと、世論がこういう問題について一般的にどう考えているのかというような何か調査もあったほうがいいのかなという感じが1ついたしますね。

それからもう一つ、一体どこが責任を取るかという問題があって、国とか自治体とか検査機関とか施工業者とかいろいろなところがあって、おそらく今後その責任の取り方は、その人為的な問題だけじゃなくて、補償の問題なんかが出てくると思うんですけれども、そういったのはどういう割合が適正なのかというような問題もたぶん……。さっきの話だと、第一義的には設計者が全体の確認をしなければいけないんだという話がありましたければも、そうすると、そこが基本的な責任を取っていくのかとかですね。

それから、さっきの話を聞くと、ゼネコンなんかの場合と中小なんかの場合とでは、設計者と施工業者との力関係が違ったりしているわけですね。そういうようなことも含めて最終的にはお金の問題になってくる可能性がありますから、そこらへんの問題をどう考えるかという、細かいことは出せないでしょうけど、一般的な原則みたいなものを等分できたらと思います。

井出委員 もう一つなんですが、建設業界というより建築業界の不明瞭部分が随分今度 のことでわかってきた。つまり、例えば設計料もほとんど赤字に等しいとか、つまり、 我々がいいものは、安全なものはやはり少し高くなるんだと、そこまで含めた、そういう ふうなことを勉強した成果がもう少し全体として後で出るような形にしたいなとは思うんですけれども。

巽座長 はい、わかりました。

そのほか、よろしゅうございますか。

それでは、不十分ではございますが、資料8でこういう考え方をまとめさせていただきましたが、そのほかに委員の皆様からすでに意見を出していただいておりまして、5人の委員の皆さんからお出しいただいております。それを資料9に、9-1から9-5までがそれでございます。なお、まだ未提出の方で出していただける方がございましたら、どうぞお出しをいただきたいと思います。

私は、資料8のようなフレームで、資料9の皆さんのご意見、それから先ほどからいただいております皆様方のご意見を踏まえまして、ちょっと勉強をさせていただきたいというように思っておるところでございます。貴重なご意見をありがとうございました。

こうした皆さんのご意見を踏まえまして、次回1月30日の委員会に向けまして、私から委員の皆様にご議論いただくための座長私案といったようなものを用意させていただきいたと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

いろいろまだご意見十分伺ってないかとは思うんですけれども、時間の関係もございますので、議事としてはこれで終了させていただきたいと思います。

井出委員 明日、勉強会が......。

巽座長 はい、その話をしますので。

最後に、今、井出委員からお話がございましたが、私のほうからのお願いでございますが、委員各位、ヒアリング対象者、国土交通省などから非常にたくさんの資料を頂戴いたしまして、その消化に追われているという状況なんです。私自身がそれを整理するために勉強会をさせていただきたいなと考えております。すでにご案内しておりますように、明日19日及び25日にその勉強会を開催することとしておりますので、ご都合のつかれる委員の皆様方にはぜひご出席いただきますとともに、ご意見がございます場合、事務局にご提出いただくというようなことをお願いしたいと考えております。

また、今日、この会議終了後に、今後の進め方について、新聞等の皆さんに対して会見 を開くことになっておりますので、そのこともご了承をいただきますようにお願い申し上 げます。

それでは、私としては、このへんで議事の行事役を終わらせていただきまして、事務局 にお返ししたいと思います。では、よろしくお願いします。

鈴木政策評価官 本日は、長時間にわたりまして、ご議論をちょうだいいたしまして、誠にありがとうございました。次回の日程でございますけれども、第4回の委員会、先ほど座長からもお話がございましたように、1月30日(月)でございますが、14時から開催させていただくことにいたしたいと思っております。開催案内につきましては、後日送付をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、本日の委員会の内容等につきましては、議事要旨を作成いたしました上で、資料とともに速やかに国土交通省のホームページにて公表することとさせていただきたいと存じます。

それでは、以上をもちまして第3回の構造計算書偽装問題に関する緊急調査委員会を終 了させていただきます。長時間にわたるご審議誠にありがとうございました。

閉会